



国海安第 199 号

平成 26 年 10 月 27 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長

加藤 光



船舶設備規程第 1 1 5 条の 7 第 2 項ただし書きの適用について

先般、2006年の海事労働条約（以下、「MLC」という）を取り入れて船舶設備規程における船員の居住・衛生設備の規定の改正を行ったところです。

船舶設備規程第 1 1 5 条の 7 第 2 項ただし書きは、労使間の合意がある場合に適用できるものであり（別紙「関連規定抜すい」参照）、現時点では適用に必要な労使間の合意がありません。

従って、総トン数三、〇〇〇トン未満の船舶であっても船員室の定員を二人とすることはできませんので、ご留意いただきますようお願い致します。



【参考】 関連規定抜粋

◎ 船舶設備規程第115条の7第2項

遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船員室の定員は、一人とする。ただし、総トン数三〇〇〇トン未満の船舶の船員室の床面積が七平方メートル以上である場合は、当該船員室の定員は、二人とすることができる。

◎ MARITIME LABOUR CONVENTION, 2006

Regulation 3.1 – Accommodation and recreational facilities

9. When sleeping accommodation on board ships is required, the following requirements for sleeping rooms apply:

- (a) in ships other than passenger ships, an individual sleeping room shall be provided for each seafarer; in the case of ships of less than 3,000 gross tonnage or special purpose ships, exemptions from this requirement may be granted by the competent authority after consultation with the shipowners' and seafarers' organizations concerned;
- (h) in ships of less than 3,000 gross tonnage other than passenger ships and special purpose ships, sleeping rooms may be occupied by a maximum of two seafarers; the floor area of such sleeping rooms shall not be less than 7 square metres;

[対訳]

2006年の海事労働条約

A 3. 1 基準 居住設備及びレクリエーション用の設備

9 船舶内に宿泊設備が必要とされる場合には、寝室について次の要件を適用する。

- (a) 旅客船以外の船舶においては、各船員に対して個人用の寝室を与える。総トン数三千トン未満の船舶又は特殊目的船については、権限のある機関は、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この要件の適用除外を認めることができる。

- (h) 旅客船及び特殊目的船以外の総トン数三千トン未満の船舶においては、寝室は、最大二人の船員で使用することができる。このような寝室の床面積は、七平方メートル以上とする。